

別則規定

1. 会員の入会に関する規定

[付則1]

会員の入会に関する規定

1. 学会会員入会資格

次の各号に掲げる条件のいずれかを満たすものは、会則第 6 条第 2 項にいう学会会員としての入会資格を有するものとする。

- ① 専任教員として大学(学校教育法による大学、または、それに相当すると認められる外国の大学。以下同様)に籍を置き、消費者行動に関する研究・教育に従事している者。
- ② 大学院博士前期課程以上に在籍する者(在籍した経験を有する者を含む)であって、消費者行動に関する研究に従事している者。
- ③ 大学以外の研究所、企業等に在籍する者の場合にあつては、日本学術会議が学術研究団体として認めた学会において正会員としての資格を有するか、あるいは大学において非常勤講師としての教歴を有するかし、且つ、消費者行動に関する研究・調査に従事している者。
- ④ 上記以外の場合にあつては、少なくとも 5 年以上の期間にわたって消費者行動に関する研究・調査に従事し、且つ 2 篇以上の研究論文(単著書の場合は 1 冊以上)を公表している者。
- ⑤ その他、役員会が適当と認める者。

2. 入会申込手続および入会決定

- ① 本学会への入会希望者は、学会所定の入会申込書に必要事項を記入の上、事務局を通じて役員会へ申し込むこととする(また、役員会の要求がある場合には業績資料をも合わせて提出することとする)。
- ② 本学会への会員の入会は総て役員会において決定し、会員総会へはその結果のみを報告する。
- ③ 役員会は、入会希望者の資格審査に関して、必要に応じて委員を委嘱することができる。
- ④ 入会が決定された新会員については、その旨を学会事務局より本人に通知するものとする。
- ⑤ 年度途中における新会員の入会は年会費の払込をもって正式入会とし、それまでの間は仮入会として取り扱う。